高齢者医薬品適正使用推進事業に係る地域調査一式の企画書等評価項目及びその評価基準

（１）各申請につき、総合的に勘案すべき事項に配慮しながら、専門的・学術的観点からの評価及び行政的観点からの評価を行う。

（２）評価は、「別添 高齢者医薬品適正使用推進事業に係る地域調査一式の企画書等評価基準及び採点表」により、５段階の評価段階を設定し、評点を付けることにより行う。

（３）評価事項として、以下の事項の評価を行う。

* + 1. 調査業務の実施方針等
		2. 組織の経験・能力
		3. 業務従事予定者の経験能力
		4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

（４）医薬・生活衛生局長は、評価結果を個々の申請者に通知する。なお、原

　　則として評価の内容等を申請者に通知するものとする。